

練区陳取第103号  
平成16年2月10日

特定非営利活動法人  
化学物質過敏症支援センター  
事務局長 綱代 太郎 様



練馬区長 志村 豊志郎

保健所についての要望書について  
(回答)

日頃から、練馬区政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

先般、お寄せいただきました要望事項につきましてお答えいたします。  
なお、設問に対応してお答えすることは難しく、区の対策の方向性を示すことになりましたのでご了承願います。

現在、練馬区では「シックハウス症候群」が問題となっている状況を受け、区民施設、特に子どもが長時間利用する施設を中心に、化学物質に起因する新たな健康問題の発生を防ぎ、区民が安心して利用できる室内環境の確保を目指して、区立施設におけるホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物対策を定める予定です。

この対策は、つぎに規定するものを内容としており、現段階で区として行うことのできる対策を定めたものです。

- ① 区立施設における揮発性有機化合物の現状を把握するための検査の実施（定期検査、臨時検査の実施）
- ② 挥発性有機化合物の発生抑制および低減化
- ③ ホルムアルデヒド等が指針値を超えた場合の対応
- ④ 情報収集、情報の共有化

なお、これらの化学物質については、いまだ未解明の部分が多いことから、今回は当面の方針を定めるものであり、国や都、他自治体の動向に留意しながら、今後も検討を続け、新たな情報等が得られた場合には、隨時取り組み内容の見直しを行ってまいります。

【担当】企画部 企画課 電話 3993-1111（代）内線 5696

依頼のあった区民に対して、その住居内の空気環境簡易検査を実施しています。

これは、簡易測定装置を持ち込みホルムアルデヒドをはじめ必要に応じトルエン、パラジクロロベンゼンを測定して、その結果に応じた環境整備についての助言をするというものです。

主催する環境衛生関係講習会、あるいは講師依頼のあったアレルギー・ぜんそく講習会などで、話しをしてその知識の普及と対策の促進に努めています。

健康診断等において、例えば、アルコール過敏症の方には他の消毒薬を準備する等、できる範囲での配慮を行っています。新たに建設される保健相談所にはシックハウスを起こさない建材を使用します。

また、区内、都内のアレルギー専門病院、専門医師の名簿を保健所、保健相談所に常備し、適切に紹介できるよう努めています。

【担当】練馬区保健所 生活衛生課 電話 3993-1111（代）内線 5975

区立小中学校および幼稚園の室内空气中化学物質濃度の測定については、文部科学省「学校環境衛生基準」に基づき、平成15年度から定期検査・臨時検査を実施しております。

平成15年度は区立小学校・幼稚園で定期検査を実施し、指針値を上回った教室について換気扇を設置する等の低減措置を実施いたしました。その結果、すべての教室で指針値を下回りましたが、今後も引き続き教室の環境改善に努めてまいります。

また、平成16年度は、区立中学校で同様の測定を実施する予定です。指針値を超えた場合は、今年度の対策を参考に原因究明も含めて対応を図ってまいります。

【担当】学校教育部 保健給食課 電話 3993-1111（代）内線 8162